

答弁取引の諸問題——ギフォードの研究

渡辺 修

本稿は、Gifford, Meaningful Reform of Plea Bargaining: The Control of Prosecutorial Discretion, 1983 U. Ill. L. Rev. 37 の紹介である。アメリカ刑事手続上、量刑手続に至るまでの典型的プロセスを公式化すると、"無罪答弁→陪審裁判→量刑手続"型と、"答弁取引→有罪答弁→量刑手続"型とがある。量刑手続に至る全事件中、後者のプロセスを経るものは、九〇%といわれているように、量的にも

「答弁取引(plea bargaining)」の意味は大きい。のみならず、刑事司法が、検察官と被告人側との「取引」を前提として、「正義」を実現してくるとする、「正義」の意義が、何であるのか問わなければならぬ。我が国で

「取引」を公けの手段として権限行使する」とは、少くとも建前上、不相当とされよう。そこに、日本の正義とアメリカ

的正義の違いを探る手振りがあるようにも思われる。⁽²⁾

ギフォードは、本稿で、従来の答弁取引の理解を「民事和解モデル(contract model)」として批判的に総括し、これに代えて、「行政処分モデル(administrative model)」を提唱している。換言すると、「予測→妥協モデル」に対する「個別の正義の実現モデル」である。そして、後者のモデルによさわしい手続的改革を提案すなどが、その目的とする

について内容を紹介したい。

(1) PRESIDENT'S COMMISSION ON LAW ENFORCEMENT AND ADMINISTRATION OF JUSTICE, TASK FORCE REPORT:

THE COURTS, at 9-12 (1967).

(2) 臨題全般⁽¹⁾も、cf., F. E. ZIMRING / R. S. FRASE,

THE CRIMINAL JUSTICE SYSTEM: MATERIALS ON THE ADMINISTRATION AND REFORM OF THE CRIMINAL LAW,

at 494 pp. (1980).



(+) 民事和解モデルについて

一 答弁取引に関する民事和解モデル乃至私法的「契約」説
 は、連邦最高裁はじめ大方の考え方である。答弁取引とは、
 被告人側は、法定刑の上限の刑を言渡されるのを回避でき、
 また、公判の負担を負わずに直ちに刑→更生の道に入るこ
 とができる一方、検察側は、公判の費用⁽²⁾を節約できる等、
 「相互の利益」になるものとされてい。つまり、そこには、
 "give-and-take" の関係が存在するとされてい。従つて、
 「答弁取引自体は、性質上契約である」と考えられている
 (三七、三八頁)。

この見方によれば、答弁取引が適法とされる理由は、被告
 人が検察官の説得に応するか否か自由的理的に選択し、「同

意」している点に求められるのである。従つて、この同意が、
 法的に有効であるように保障しうる手続的安全装置を用意す
 れば足りるのである。判例並びに連邦刑事訴訟規則⁽³⁾は、第一
 審の guilty plea hearing に於て、裁判官が被告人に質問
 をし有罪答弁が任意であり、その意義を理解してなされたこ
 とを確認することを求めて いるのは、この理由による (三九
 頁)。しかし、それ以上に、検察官が答弁取引にあたり行使
 した圧力の程度やその当否等取引の実質についてまで吟味し
 ようとはしないのである (四〇頁注⁽⁴⁾)。

但し、判例上も許されないとされていの圧力としては、④
 「現に相手の身体に危害を加え、または加えることを以て脅
 迫すること……被告人の意思を威圧する精神的強制……証拠
 により正当化しえない公訴事実による起訴を行うと脅迫する
 こと」や、⑤有罪答弁をしなければ、死刑を科されるような
 法定刑を定める量刑政策⁽⁵⁾が指摘されてい。

二 和解モデルの実質的な根拠乃至前提として差当たり次の
 点がある。①答弁取引にあたり、公判の結果を双方が予測し、
 それに基づいてより好ましい結果を得られるよう妥協点を
 求めるという考え方がそのひとつである。②今ひとつは、事
 実点について争いのあることはまれであるが、その法律的意

義については陪審の評決を俟たなければ明らかとならない、
こののような意味での有罪判決の不確実性が両当事者に対等に
取引をする前提を与えていた、との説明である（四二）、四三
頁）。

しかし、右の前提に対しても、検察官が答弁取引を必要と
している理由乃至得られる利益は何かという観角からみると、
疑問がある。

第一に、「ほとんどの被告人は事実上有罪であり、國側証
拠を争う法的根拠を欠いている」。⁽⁸⁾被告人が将来公判で有罪
を宣告されるか否かそのものに疑問があるのは、検察官が
"overcharge"（過剰起訴）した場合であることが多い。む
しろ、この場合、検察官は、被告人に対し "real offense"
について有罪答弁をするよう働きかける取引材料をえている
のである（四三頁）。

第二に、検察官側の事務負担量の増大という事情 (case-
load) についても、一般に信じられているほど重要ではない。
少くとも、caseload が、特定事件に於る答弁取引を促す理
由とはなっていないようである（ある調査では、対象検察官
の三六・七〇%のみが caseload が判断に影響すると答えたに
じどおり、他方、前科の存在は、それ以上の比重を与えられ

ていると報告している）（四三、四四頁）。

但し、検察官は公判で "loss" するリスクを回避したがる
傾向はある。その理由は、上司が、"won-lost" の成績で業
績評価をするので、無罪判決の可能性ありとすればかなりの
讓歩をしても取引をしようとする。また、検察官は選挙で選
ばれるので "loss at trial" の事実は、政治的効果として好
ましくないからである（四三頁注⁽⁹⁾）。

第三に、「検察官は、被告人に対してその他の犯罪者に関する情報

情報を提供するように促し、また捜査への協力、検察側に立って証言することを勧めるための道具としても答弁取引

を利用することはもあるものの、かかる目的とする讓歩は比較的まれにしかなされていない」（四四頁）。

三 最後に、犯罪の道義的非難＝実体法的評価と民事和解モ

デルについて述べておこう。

④ エンカーによると、経験のある弁護人は、陪審が行う
と思われる評決、つまり事実認定を通して行う道義的判断
をほぼ先取りして答弁取引に合意しているとする。むしろ、
その場合、陪審評決がともすれば被告人の有責性について硬直した厳しいものとなりがちなのに対し、「ほどよい」判
断がなされたり、これに答弁取引のメリットがあるとする。

しかし、右の考え方には、次の批判が出てくる。(1)多くの事件は、事実上有罪であることに争いのない事件 ("dead-bang cases") であって、道義的責任の有無を争う余地はない。(2)陪審評決の "予測" は、先述のように、取引を規定する要因として比重は小さい。(3)検察官と弁護人による "low visibility setting" に道義性判断を任せておくこと自体が問題であろう。(五一)[頁注(8)]。

(2) 一方、"partial guilt" の和解がなされるべき立場もある。⁽¹²⁾これは、"factual guilt" と "legal guilt" との区別を前提としている。後者の立証にあたっては、適正な手続に従つて事実の証明がなされなければならず、証拠排除法則、合理的疑いをこえる証明等のルールが遵守されることになる。

そこで、答弁取引とは、こうした手続的制約に枷をはめられた "legal guilt" を対象とするのであって、"factual guilt" についてではないと考えるものである(五一)、[五一][頁注(8)]。だが、かかる見解は、法規に従つた事実認定手続よりも、検察官のほうが、"factual guilt" を決定するのにふさわしい地位にあると前提していくことになる。しかし、排除法則等の適用により公判で有罪証明が困難なときに、"factual guilt" を処罰するため、検察官が答弁取引を行うことを認

める」とば、右諸法則の法政策を妨げるものでしかないのであつて、首肯しかねる(五一)[頁注(8)]。

(3) 結局、犯罪の道義的非難の点を考慮に入れると、なおのこと民事和解モデルでは答弁取引を説明しえなくなるのではなかろうか。民事和解では、両当事者は、交渉当初に責任の有無や程度を確定する必要はない。損害額の査定と併行して決定していけば足りり、責任軽減事由があればこれにあわせて額を減じていくよう協議できるのである。といふが、刑事の答弁取引では、

"ほとんどの場合、検察官、弁護人は、有罪・無罪の論点について和解することはない。かかることは非論理的であるう。犯罪は、社会の道義的非難を伴うが故にこそ不法行為とは異なるのである。そして、この道義的非難は容易に和解することのできるものではないし、また取引によって消滅せしめうるものでもないのである(五一)頁)。……検察官と弁護人は、被告人の有罪を前提にした上で取引を開始するのである。検察官が決定するもつても最大の関心事である。多くの場合、検察官は量刑の勧告を明示したり、charge reduction または dismiss

sal によって被告人の刑を決定している。民事和解のための協議と異なり、検察官と弁護人が量刑の可能性をまず考え、次に、無罪の可能性に従いこれを減ずるといふようなことは行なわれないのである（五三頁）。

このようにして、民事和解モデルでは答弁取引の現状説明、がでできず、従つてまた、有効な改革提案もできにくいうことがわかった。では、答弁取引のあるべき姿とは何であろうか、これが次の論点である。

（二）行政処分モデルについて

答弁取引の実態をみつつ、そこで目指されている積極的な価値をまとめるのならば、「ほとんどの事件において、取引を導く主要な要素は、検察官が犯罪に關する事情と犯罪者の特徴を考慮しつつ、正義の個別化（to individualize justice）を試みようとしていること」である（四四頁）。その際、現在の量刑分野で特徴的となってきたいわゆる *presumptive sentencing statutes* において、刑の加重・輕減事由とされていふ諸要素が先取りされていふ。つまり、「刑の輕減の要素は、公訴事實に関する讓歩を許し、他方、加重的諸要素は、当該被告人について公訴事實の輕減または量刑勧告といった

利益の享受を認めるべきではないことを示唆する。輕減的因素は、犯罪または犯人のいざれかに関連するものである。犯人の特徴に関するものとしては、犯人が未成年であること、前科のないことなどが含まれ、犯罪の諸事情に関するものとしては被害者側の挑発といった要素が含まれる。答弁取引の讓歩を行う際、検察官は主に被告人の量刑ほどの程度であるべきかに關心を持っているのである（四四頁）。別言すると、「答弁『取引』により決定される guilt の程度は、ほとんどの場合、検察官が被告人の有責性の適切な程度について行う一方的、行政的決定（unilateral administrative determination）によるものであり、当事者による実質的な協議の結果ではない。主たる焦点は、検察官が犯罪者の特徴と犯罪の諸事情を考慮して、実質的正義の個別化を実現するよう努めることにある」（五四頁）。

つまり、検察官は、答弁取引にあたり、実質的、個別的正義の実現という「公けの利益（public interest）」を担つていふものととらえられるのである。そして、答弁取引改革の必要性も、かかる認識から生まれてくるのである。則ち、「検察官は、有罪答弁に対する讓歩が公けの利益になるかどうかについては、自ら判断しなければならない。従つて、検察官

の行為答弁取引の合意をしようとする決定を承認し、若しくは、何が公けの利益になるのかについての検察官の判断をチェックする『当事者』は存在していない。検察官の取引行動をチェックすることができないために、答弁取引におけるその判断が、検察官の独自の制度的並びに個人的利害により影響される可能性が大きくなる」(五四頁)。右の病理現象を改善することが、大切になってくるわけである。

だが、その場合、答弁取引の性質を先述のように把えたとすれば、第一に、「公判の場合の有罪判決の見込みと、被告人が軽い犯罪について有罪答弁をする意思がある結果としてもたらされる有罪判決の確実性とを比較する cost-benefit analysis は問題となるなら」(五四頁)。第二に、当事者の対等な協議を前提とする「民事和解モデル」から抽出されると規制方法でも不充分なのである(五四頁)。むしろ、「答弁取引における検察官の機能は、主として administrator of justice ものであり、adversarial negotiator としてではないことを理解しておく」とが、答弁取引の有効な改革への第一歩なのである」(五四頁)。

(二) 答弁取引に伴う病理(一)

- (1) 検察官による過剰起訴 (overcharging) ①) でいう "overcharging" とは、「検察官が『相当の理由』の認定を支えるに足りる充分な証拠さえない被疑事實について立件する」と(四七頁)乃至、「検察官が、当該被疑事實では有罪判決をえることが疑問であるとしても、手持ち証拠で支持しうる最も重い犯罪について立件すること」(四八頁)をいふ。overcharging のメリットとしては、"無罪答弁→陪審裁判→量刑手続" 型の場合、少くとも陪審は、lesser included offense については有罪とすることが多く、また、"答弁取引→有罪答弁→量刑手続" 型の場合であれば、結局、被告人に対して、real offese についての有罪答弁を行なわせるよう働きかける材料を手にすることができるわけである。
- 本来、予備審問、大陪審手続は、被疑事實の主張に充分な根拠があるかチェックする」とをひとつの任務としており、右のような overcharging 抑止機能が期待されている。しかし、現実には、被疑者保護のための「有効なスクリーングメカニズム」としては機能していない。予備審問については、①直接、大陪審へ進む手続を検察官が選択し、または、被疑者が予備審問を受ける権利を放棄する」とにより、回避されらる、②「相当の理由」の要件については、あわめて根

拠薄弱なもの以外は、"スクリーン・アウト"されるいとはないのが現実である（ミラーによれば、予備審問での公訴棄却率は二〇%程度とされているし、ノイバウアーのイリノイ州ブレイリー市での調査では一・一一%とされている）⁽¹³⁾。他方、大陪審では、検察官の主張に対し "rubber stamp" を押す機関になってしまっているとの批判が従来からなされている（四八頁）。

(2) 公判選択に対するペナルティー (trial penalty) 一般的にいって、"無罪答弁→陪審裁判→量刑手続" 型の被告人は、"答弁取引→有罪答弁→量刑手続" 型の被告人に比して、量刑上重く処罰されていることが指摘されている（四六頁）。ある事件では、被告人側は逃走罪で起訴されて有罪答弁をした二〇七名中二〇二名は、一年から半年またはそれ以下の自由刑に処せられていたが、同種被疑事実で起訴されて陪審裁判を経た一三名の者は二年以上の自由刑に処せられていたという報告⁽¹⁴⁾。この他両者の量刑上の差は平均二倍の資料を提出している⁽¹⁵⁾。この他両者の量刑上の差は平均二倍とする報告⁽¹⁶⁾。有罪答弁をすると一〇～九五%も自由刑の期間が短いといった報告⁽¹⁷⁾がみられる。

(3) 答弁取引の unconscionability 民事上の契約の無効原因として、doctrine of unconscionability が認められていて

る。主として、①契約の主体間の経済的地位等に著しい不均衡があること、②当事者が契約条項を熟知していないことが無効原因とみなされるものである。答弁取引の場合、国家を背景とする検察官と市民を対比すれば、①の点は論ずるまでもないが、加えて、②に関しても、実は、被疑者は答弁取引の「契約」の中味、特に量刑について詳しく知らない場合がほとんどである。量刑が裁判官の専権事項であり、検察官の約束に絶対的保障がないことなどは知らないのである——たしかだが、"裁判官はだいたい保護観察に付してくれるだらう" "検察官は保護観察を勧告するといった" という程度しか知らないのである（五五頁）。

(4) 答弁取引と量刑 もっとも、答弁取引の現実においては、裁判官は検察官の量刑勧告に従つている場合がほとんどであり、この限りでは(3)の問題はそう大きくないとみれる。しかし、第一に、後に触れるが、この結果、「答弁取引が普通の実務となっている州では検察官が裁判官の設定した量刑の枠内に於て、実際の量定をする機能を果たしていることになる」（五五頁注⁽¹⁸⁾）。第二に、「被告人は有罪答弁と引換えに相当の量刑上の減刑をうけるものと考へているが、かかる利益は幻想にすぎないことがしばしばある。裁判官、^{バロール}假釈放

監査会 (parole board) は、量刑の決定、ペロールの決定にあたり、被告人が有罪答弁をした被疑事実ではなく、現に行つた『realな』犯罪に基づいて行うことかしづらさがあるのである」(五八頁)。被告人は、かかる事情を理解しないまま答弁取引に同意しているのである。

- (5) 憲法上の権利と答弁取引 "答弁取引→有罪答弁→量刑手続" 型の場合、被告人は、陪審裁判を受ける権利、合理的な機能のひとつは、被告人にこの演技をしっかりと教えることである。つまり、実際に行なわれているのは……法形式主義並びに有罪と悔悟の告白の儀式である。その陰に取引が隠され、しかも、それらが高度に組織化されたシステムとなっている。参加者は、被告人も含めて、この演劇に気付いているのである」⁽¹⁹⁾
- さて、一般に、憲法上の権利放棄の基準としては、「権利若しくは特権をよく理解した上で、自己の意思により消滅せしめまたは放棄すること」とされている。⁽²⁰⁾しかし、第一に、被告人の多くは、先に列挙した諸権利を知らず、またはその意義や自己が援用しうることを理解していないのである(五七頁)。第二に、有罪答弁に先行する身柄拘束状態などが自由の許容性を否定するようなものであったとしても、公判廷に於る有罪答弁については必ずしも無効とはされていない。⁽²¹⁾

「=cop-out= とは、実際には charade (シャズチャーゲーム) と同じである。被告人は、の手続や相応の有罪の意識、後悔と呵責の念を示して受け入れられなければならぬ。被告人が『有罪の人間』の役割を充分に演じ

たならば、聞手は、彼は悔悟しており、軽い罪に処すのが相当であるという幻想に陥るのである。弁護人の重要な機能のひとつは、被告人にこの演技をしっかりと教えることである。つまり、実際に行なわれているのは……法形式主義並びに有罪と悔悟の告白の儀式である。その陰に取引が隠され、しかも、それらが高度に組織化されたシステムとなっている。参加者は、被告人も含めて、この演劇に気付いているのである」⁽¹⁹⁾

さて、一般に、憲法上の権利放棄の基準としては、「権利若しくは特権をよく理解した上で、自己の意思により消滅せしめまたは放棄すること」とされている。⁽²⁰⁾しかし、第一に、被告人の多くは、先に列挙した諸権利を知らず、またはその意義や自己が援用しうることを理解していないのである(五七頁)。第二に、有罪答弁に先行する身柄拘束状態などが自由の許容性を否定するようなものであつたとしても、公判廷に於る有罪答弁については必ずしも無効とはされていない。⁽²¹⁾

第三に、右の点との関連で、契約法上の「強制 (duress)」による無効の理論とも取扱い上の差があるともいえる。私法上は、一方当事者の行為が、他方当事者の自由意思を妨げるに至る不法なものであれば、契約は無効であり、刑事拘禁・

訴追の脅迫は、その典型ともされているのである（五八頁）。要するに、答弁取引では「情報の与えられない、無力な被告人と国家との協議に基づく取引」が安易に承認されているのである（五八頁）。

(6) 無辜の者の有罪判決 答弁取引の「非良心性」(unconscious nature)」（五八頁）のひとつとして、公判にのぞめば無罪とされる可能性があつたのに有罪答弁をして処罰されている者（若しくは、そう信じている被告人）が相当数存在していることを指摘できる（もつとも、公判で無罪とされる可能性の数的把握は困難である——フィンケルニュタイン教授は、ある二つの連邦地裁の有罪率等を検討して、有罪答弁をした被告人中三分の一は公判で無罪とされる可能性があつたと指摘している。⁽²³⁾）

たいというのもっとも重要な動機となつていて、一方で、次のような検察側の事情も注意しておかなければならぬ。「検察官が証拠が脆弱である場合に有罪判決をえようとするときには、相当の取引上の譲歩を行い、被告人が拒絶することを困難ならしめる。有罪答弁をするとの被告人の決断は、有罪が極めて疑問であるときにもつとも強制されたものとなるといえる」（六〇頁）。

(7) 被告人の不平等取扱い 同一の犯罪の被疑者であつて、ほぼ同一の背景、同一の更生の可能性がある者については、等しい答弁取引の機会を与えて、同一の criminal label と同一の量刑に付すのが理想的である。しかし、統計上も、各検察官により同種事案の処理が異なつていて、これが明らかにされている（六一頁）。「検察官による決定形成プロセスが、コントロール、チェックを一切受けない性質のものであり、公衆の監視からも隠されている結果、腐敗、人種差別、政治的敵意、個人的憎悪の土壤となつてゐる」（六三頁）。

四 答弁取引に伴う病理(一)

次に、刑事訴訟に関する各主体との関連に着目しつつ、現在の答弁取引に伴う病理現象を概観してみよう。

(1) 弁護士と答弁取引 被告人の半数以上が、有罪答弁をするにあたり弁護士からもっとも強い影響を与えられているのが現状であり、また、現に、弁護人の相当数が最初の一、二回目の会見で有罪答弁を示唆している模様でもある（四九頁）。ところで、その弁護人が有罪答弁を勧告する場合、第一に、一般に次のような問題点が指摘されている。

ため全事件を公判にもちこめないのが現状である。また、そうでなくとも、④「公設弁護士が、日常業務として刑事件件を処理していると、やがて検察官と裁判官とともに裁判所建物を巡るサブ・カルチャ（courthouse “sub-culture”）の一部に化してしまう。この文化圏における優越的なエートス別言すると、かかる文化の存在自体の理由は、公判もadversarial negotiation じゃれも回避して、迅速・効率的に事件を処理する」とある」（五〇頁）。かかる面からも、有罪答弁による処理に頼りがちになる。

多くの事例で、被告人が公判の後に量刑を受けたときにはどうなるかについて弁護人が考へている内容は、実際よりも悪い場合が多い。弁護人は、有罪認定後考へられる最高限度の量刑が科されると被告人に教えるが、パロールと善時制があるので、実際にはそうした刑期の

一部をつとめれば足りるという点については説明しないことがよくあるようである。また、残念なことに、弁護人は、実際の量刑が法定刑の上限よりもかなり低いといふ点についても、必ずしも被告人に説明していない」

第一に、公設弁護士についてみてみると、①case load の

「迅速処理が強く求められているため、国選弁護人は、当事者の協議によって取引を行なおうとしなくなる。むしろ、彼等は、有罪答弁に対する適切な譲歩については、検察官の判断を黙認しているのである。同じように、大都市地域では、私選弁護人の一派は、大量の事件を安い費用で処理すること、つまり、迅速に有罪答弁をさせる

ことによつて相当の収入をえている。国選弁護人と同じく、かかる『有罪答弁屋』は、もつともよい取引条件をえるように『いっしょうけんめい』、精力的に取引交渉にあたることはありえないものである」（五一頁）。

(2) 裁判所と答弁取引 総じて、裁判所は、憲法の平等条項などを根拠として、答弁取引を行うか否かの検察官の裁量権行使の吟味には消極的である（六五頁注⁽⁵⁾）。後に連邦最高裁長官となつたバーガーは、ニューマン事件で、「連邦検察官が、文字通り全ての犯罪、犯罪者を同等に扱わなければならぬ」と述べることは不可能な仕事に任せしめることになる。……検察官の決定には、無数の要素が介在する。……裁判所は、かかる検察官の決定を審査し吟味する権限を有していな（⁽²⁶⁾）」と述べて、右の姿勢を明示している。

また、連邦最高裁自身も、「答弁取引を行う憲法上の権利はない。検察官は、公判のほうが望ましいと考えたならば、答弁取引を行う必要はない。被告人の有罪答弁を認めるのに代えて公判に付すことにより憲法上の権利が侵害されるといふのは奇妙な考え方すぎない」と述べ⁽²⁷⁾、答弁取引を求める権利は、憲法の適正手続条項には含まれないとしている。

他方、平等条項に基づいて訴追決定の不当性自体を争う場

合についてはやや道を開いているといえそうである。さしあたり、ベリオス事件では、国家が同一情況にある者に対して公訴を提起しておらず、かつ、「国家が当該被告人を差別的に選別して起訴したことが *invidious* であり、若しくは、悪意 (*bad faith*) つまり人種、宗教、憲法上の権利行使を抑止する意思などの許し難い考慮に基づいている場合」という基準を樹てている。⁽²⁸⁾

(3) 被告人と答弁取引 被告人もまた、寛大な刑を受けるにも拘わらず、一般に答弁取引を嫌っているようである。ブランド教授の面接調査では、答弁取引に従い有罪答弁をした被告人の中に、なおかつ自分は実は無罪だと主張する者は信じている者が少なからずいたとしている。⁽²⁹⁾ また、キャスパー教授の研究では、被告人は答弁取引とは金と運とで決まる“game”とみていると指摘している。被告人等は、当該犯罪に対する有責性の有無の他に、検察官の特定犯罪への関心度、過剰拘禁人員の存在といった要素や単なる運命のイタズラ（検察官が被告人氏名のスペルを誤り逮捕記録を検索できなかつた）などにより、答弁取引が決定されていると考えている。⁽³⁰⁾

往々にして被告人の有罪の自認が本来有すべき本人の更生や抑止力を一切無にしてしまうことがある」(七三頁)。

(4) 被害者と trial process の利益 「公判は、被害者の報復感情、並びに被告人の行為に対する社会の非難に自らも參與していると心理的に自覚する必要性とのはけ口となつてゐる」(七一頁)。証人として公判に出席することが、そのひとつの形態である。ところが、答弁取引では、形式上右の被害者関与が全くななく、また、実質的にも検察官は取引条件設定上被害者についてはほとんど顧慮していないのである(七一页)。

(2) かくして、公判の可視性は、刑事司法システムに対する一般人の信頼を高めもする。(3) また、公判は陪審によつて、つまり、市民参加により public input を直接公判に注入できるのである。これは、伝統的に政府の圧政に対するチエック手段と考えられて來っている。(3) 更に、「公判の手続とは、一般人が法的手続について訓練をうけ、また dignity, fairness and justice のモデルを提供するものとしても役立つべし」(七一頁)。

そして、以上に反し、答弁取引の密室性・隠蔽性は、右(4)④の価値全てを奪つてしまふのである(七一頁)。

「trial \wedge conviction 並びにこれに続く処罰によって犯罪行為に汚濁されたコミュニティーが平衡感覚を回復するのを助ける。また、暫時喪失した安全感を再確認しがちにまだ、非難と処罰を求める潜在的な一般人の欲求を充足する助けとなる。国家は、公訴の提起によつて被害者と一般人の攻撃的感情を被告人に向けさせるのであ

(5) =the visibility of the trial process= の利益——一般市民と答弁取引 公判手続の可視性は、次のような利益を有してゐる。まず、(1) 処罰感情の充足及び治安感情の回復がある。

則ち、

④ 答弁取引に伴う病理(1)——量刑立法
有罪答弁をした者としない者とでは、量刑上歴然とした差がある。一九七〇年の連邦裁判所事務局の報告では、有罪答弁をした者は平均して、保護觀察か一年以下の自由刑に処せられているのに対し、無罪答弁をした者の平均は三、四年の

自由刑とそれでいて⁽³¹⁾いる。結局、答弁取引は量刑上の差異が事実あるからこそ行なわれることになる。その結果、答弁取引は、立法部の意図以上に寛大な量刑を生み出している（六六頁）。そして、これに関連して、三つほどの問題点が存在している。

第一に、答弁取引と刑罰の目的との関連である。リードは、

the bias in favor of the "adversarial negotiator"（六七頁注⁽³²⁾）がみられる。つまり、

『答弁取引の交渉は、往々にして被告人の利益のために将来志向的(future-oriented)』になる。犯罪は過去のものであり社会に対して生じた損害は回復しえない。

弁護人が検察官の注意を被告人本人とその将来に向けることに成功する程度に応じて、検察官は取引上譲歩をさらに加えることを認めることがある。検察官は、自由刑の結果被告人とその家族とに及ぶインパクトに常に直面しているからである。逆に、刑事司法システムの目的とする応報と他の潜在的犯罪者に対する抑止とは、被告人自身を法遵守的で社会の生産的なメンバーに更生する目的からみると二義的なものとされることが多い。被害者と一般人の利益は、一般にも広く報道された事件を除き、

容易に看過されてしまう。弁護人が生身の人間を弁護し、従って、高度に当事者的な責務を担う一方、検察官が『公共の利益』という極めて無定型な概念を代表している場合、その間にあって、答弁取引の過程上どうしても当事者たる関与者にとってまず有利な結果が優先される傾向にあると言える」（六七頁）。

第二に、不定期刑主義と答弁取引の関係である。不定期刑は六〇、七〇年代には普通にみられた。ここでは、裁判官は幅広い量刑権限を有していたのである。そこで、裁判官は、検察官の譲歩条件の如何に拘わらず、自ら犯罪の重大性、处罚の必要性、更生の可能性を考慮して一定範囲の刑を言渡すことができた。答弁取引に量刑勧告が付されていても、裁判官は事実上これを自由に無視したともいえる（六八頁）。他方、パロール委員会もまた、有罪答弁をした被疑事実を無視して、むしろ“real” offense を考慮して判断することが往々あつたのである。⁽³³⁾ いのりとも、先述のように、答弁取引の意義を疑わしめるものであった。

第三に、定期刑主義と答弁取引である。一九一〇年余り、the rehabilitative model of sentencing に対して懷疑主義が強まり、裁判官の量刑裁量権を厳しく限定し、定期刑を導

入する州がふえてきている。例えば、カリフオルニア州では、⁽³³⁾裁判官は、犯罪類型を基準として“presumptive” sentence を言渡し、次に法定の加重・減輕事由の有無を認定して法定の通り加重減輕するものとされている。定期刑主義の目的は、刑事司法システム上の裁量権をなるべく排除する点にあつた。しかし、答弁取引が規制なしに放置されているため、次のような事態を招来している（七〇頁）。「定期刑主義の正味の結果は、量刑裁判官とパロール委員会がかつて把握していた量刑裁量権を検察官に移転したことである。被告人の量刑は、今や、検察官の取引上の譲歩により事実上決定されてしまうことになっている。検察官が被告人に對して有する取引材料も、刑事司法の運用上検察官の及ぼす影響力とともにきわめて増大してきている」（七九頁）。

(iv) 答弁取引の改革方向

答弁取引の改革の方向として、まずその全部または一部について廃止してしまう方法がある。⁽³⁴⁾また、大陸型の予審導入していく方向も提案されている（七四頁）。他に、答弁取引過程における弁護人の活動に対する監視の強化も望まれている（七六頁注②）。ただ、いりどは、答弁取引を「現に存

在している事実」と認めた上で、ad hoc や informal な手続を、もしかたりまず「行政処分モデル」へ改善することを提案することとする（九六頁）。つまり、「民事和解モデル」をして、検察官による答弁取引を「行政官(administrator)」の行動とみた上、それにあわしいコントロールと手続要件を課してくるのである（七四頁）。その要点は、次のようなものである。

(1) charge に対する司法審査の強化 検察側主張の根拠がどの程度か早期に司法部が審査する必要がある。

第一に、予備審問(preliminary hearing)の場合について考えてみよう。現状については、「有罪答弁で処理される事件のほとんどで、被告人が adversarial system と出会い、中立の事実認定者に証拠の程度を吟味してもひら唯一の機会は preliminary hearing だけである。だが、実際にはい」でも有罪の充分な証拠のない事件がスクリーチン・アウトされたりとはあまりないのである」（七五頁）。いりどは、形式的に複数の被疑事實を持ち出すことや（“stacking” multiple charges）、実際よりも重い犯罪で立件する」とで、検察官は被告人を答弁取引へ導く材料を手中にしようとしているのである（七五頁）。

されにつけば、当面、アエラネラ教授の改革提案が注目に値する。つまり、①原則として証拠法を適用すること、②弁護人の違法収集証拠排除申立権の承認、③検察側証人に対する弁護人の反対尋問権、被告人に有利な証人の喚問請求権等の保障、④マジストレイトが、検察官の主たる証人が信用できないと判断した場合、公訴打切り⁽³⁵⁾やないし、⑤検察官は犯罪を証明するに足りる = reasonable cause⁽³⁶⁾に至りうる証拠も提出すべきこと。

以上の結果、preliminary hearing を経た被疑事実については、実質的しかも probable cause⁽³⁷⁾が認められるのみとなる。

第一に、大陪審については、アエラネラ教授は、preliminary hearing に代替わせるか、次のように大陪審を改革して、根拠薄弱な事件を効果的にスクリーン・アウトできるようになることを提案している。①伝聞証拠の排除、憲法的権利を侵害してきた証拠の排除、但し、犯罪諸要素を阻却する証拠については制約しないものとする。②正式起訴状の return⁽³⁸⁾を clear and convincing evidence に基づかねばならぬとする。③大陪審の決定に対する棄却請求申立権を被疑者に与えて、上訴のような形態で司法審査を保障し、

その場合、大陪審の審議資料全てを吟味すること。

(2) 答弁取引の基準の明文化 検察官は、答弁取引における裁量権行使の基準を明文化する必要がある(七七頁)。それによつて、非客観的因素、不適法な要素の混入を除き、一般人にポリシーを公けにし、さらに、司法審査の助けとすることができよう。(七八頁)。策定されるべき指針の基本的考え方として、①検察官が各犯罪につき量刑勧告をどう決定しているかを明示しうるものとする一方、かかる指針に従う限りでは量刑判事は勧告に従うものとする。②しかし、公判段階での公訴打切り若しくは被疑事実の縮小については、検察官が、大陪審または preliminary hearing⁽³⁹⁾を経たときの original charge の証明がだれなしに限り許すものとする。つまり、答弁取引にあたっては、量刑に関する譲歩のみを原則として、charge⁽⁴⁰⁾についての打切り・縮小は許されないのである。また、右程度でも充分に被告人・検察官双方の利益にかなうであろう(七八一八〇頁)。

犯罪事実に關して法定の *presumptive sentence* を基準とする。②以下、刑の加重減輕事由を考慮する。則ち、①有罪であることを自認しているか否か、②犯罪の諸事情、犯罪者の特徴、③公判における無罪の可能性、④捜査當局に対する協力などである。⑤加重減輕の程度と方法についても明文化しておく(八〇頁)。

(3) 量刑勧告の statement 檢察官は、公判冒頭の guilty

plea hearing で量刑勧告を行う際、その理由について詳細に陳述することを義務付けられる(八五頁)。その際、加重

減輕事由の存否と量刑の調整の理由について述べなければならぬことは当然である(八六頁)。このように、明文化した指針と理由の陳述を併用することによって、通常の公判を選んだ被告人と有罪答弁をした被告人との量刑の差を減じ、有罪答弁の事実上の強制を消滅せしめることができよう。また、なによりも、答弁取引のプロセスを公開することができるのである(八六一八七頁)。

(4) guilty plea concessions に対する司法審査の強化 檢

察官の量刑勧告に対しては、量刑判事は、既に裁量権行使の明文化された指針をえているのであるから、容易にこれを吟味の対象とすることができよう。必要に応じて、hearing を

開く他、調査官による判決前調査報告書をも参照し、勧告が不相当であればこれを無視して自ら判断することとなるう(八七一九〇頁)。但し、量刑勧告拒否に対しては、検察官・被告人双方にアピール権を認める(九二頁)。なおまた、量刑判事による hearing には、被害者の立会も裁量的に認めるとともに、場合により、独自のアピール権をも与えることを考えられよう(九〇一九一頁、九四一九五頁)。

(七) まとめ

既に述べてきたように、「答弁取引のコストはドルで支払われるものではないが、被告人の処遇の不平等、有罪答弁の不正確さ、被告人による憲法上の権利放棄が不任意である」と、立法部意を無視した量刑、刑事司法システムに対する一般人の尊敬の欠落という形で支払わされている」(九六頁)。これに対する右提案は、*preliminary hearing* の長期化、綿密な sentencing hearing、量刑に対するアピールの複雑化・増加などの新たな問題を孕んでいることは確かである(九七頁)。ただ、当面のポイントは、「刑事手続における検察官の役割を根本的に変えよう」とはあるのである。第一に、検察官の役割を「行政官」として明確にする点である。

るの点で、検察官は、明文化された指針を逸脱したり、司法監視から自由に裁量権行使することができない拘束をうながす。しかし、このことは前記した通り、第112条、検察官の「準司法官（quasi-judicial officer）」への役割も期待されるのである。検察官の量刑上の条件設定は、犯罪の事情と犯罪者の性格を考慮して正義の個別的実現をはかりうるものと予定されているからである（九七頁）。答弁取引規制のために「行政処分モデル」を導入した目的のひとつは以上の点にある。そして、最後に、以上の結果、実は、被告人が検察官の譲歩条件を受け入れるか否か本筋の意味や判断する能力が増強されるべきだらうである。

かへつて、真の意味での contract formation は決して簡単でないものである（七五頁注⑧）。

(一) Bordenkircher v. Hayes, 434 U. S. 357, 363 (1978).

(二) United States v. Krasn, 614 F. 2d 1229, 1233 (9th Cir. 1980).

(三) Brady v. United States, 397 U. S. 742, 758 (1970); Boykin v. Alabama, 395 U. S. 238, 242-43 (1969).

(四) Federal Rule of Criminal Procedure 11.

(五) McMann v. Richardson, 397 U. S. 759, 784 (1970) (Brennan, J., dissenting).

(六) Brady v. United States, 397 U. S. 742, 751 n.8 (1970).

(七) United States v. Jackson, 390 U. S. 570, 581-82 (1968).

(八) M. HEUMANN, PLEA BARGAINING: THE EXPERIENCE OF PROSECUTORS, JUDGES AND DEFENSE ATTORNEYS, at 61 (1978).

(九) L. WEINER, DENIAL OF JUSTICE: CRIMINAL PROCESS IN THE UNITED STATES, 57-58 (1977).

(十) Note, Guilty Plea Bargaining: Compromises by Prosecutors to Secure Guilty Pleas, 112 U. PA. L. REV. 865, 901 (1964).

(十一) Enker, TASK FORCE REPORT, THE COURTS, at 113-114 (1967).

(十二) H. PACKER, THE LIMITS OF THE CRIMINAL SANCTION, at 166-67 (1968), Alshuler, The Changing Plea Bargaining Debate, 69 CAL. L. REV. 652, 707-13 (1981); White A Proposal for Reform of Plea Bargaining, 119 U. PA. L. REV. 439, at 458-62, 467 (1971).

(十三) F. MILLER, PROSECUTION: THE DECISION TO CHARGE A SUSPECT WITH A CRIME, at 83-94 (1969).

(十四) Neubauer, After the Arrest: The Charging Decision in Prairi City, 8 LAW & SOC'Y REV. 495, 512 (1974).

(十五) People v. Snow, 386 Mich. 586, 194 N. W. 2d 314 (1972).

(十六) Zeisel, The Offer That cannot be Refused, in F.

- ZIMRING/R. FRASE, THE CRIMINAL JUSTICE SYSTEM: MATERIALS ON THE ADMINISTRATION AND REFORM OF THE CRIMINAL LAW, 558, 561 (1980).
- (17) Note, The Influence of the Defendant's Plea on Judicial Determination of Sentence, 66 YALE L. J. 204, 207 (1956).
- (18) D. NEWMAN, CONVICTION: THE DETERMINATION OF GUILT OR INNOCENCE WITHOUT TRIAL, at 98-99 (1966).
- (19) A. BLUMBERG, CRIMINAL JUSTICE, at 89 (1967).
- (20) Cf., Johnson v. Zerbst, 304 U. S. 458 (1938).
- (21) Cf., Parker v. North Carolina, 397 U. S. 790, 796 (1970).
- (22) Tigar, Foreword: Waiver of Constitutional Rights: Disquiet in the Citadel, 84 HARV. L. REV. 1, 20 (1970).
- (23) Finkelstein, A Statistical Analysis of Guilty Plea Practices in the Federal Courts, 89 HARV. L. REV. 293, 309-31 (1975).
- (24) Barkai, Accuracy Inquiries for All Felony and Misdemeanor Pleas: Voluntary Pleas But Innocent Defendants? 126 U. PA. L. REV. 88, 96 (1977).
- (25) J. CASPER, AMERICAN CRIMINAL JUSTICE: THE DEFENDANT'S PERSPECTIVE, 81-86 (1972).
- (26) Newman v. United States, 382 F. 2d 479 (D. C. Cir. 1967), at 480-82 (Borger, concurring).
- (27) Weatherford v. Bursey, 429 U. S. 545, 561 (1977).
- (28) United States v. Berrios, 501 F. 2d 1207, 1211 (2d Cir. 1974).
- (29) A. BLUMBERG, CRIMINAL JUSTICE, at 88-94 (1967).
- (30) J. CASPER, AMERICAN CRIMINAL JUSTICE: THE DEFENDANT'S PERSPECTIVE, at 77-92 (1972).
- (31) ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURTS, ANNUAL REPORT OF THE DIRECTOR, 59 (1970).
- (32) Alschuler, Sentencing Reform and Prosecutorial Power: A Critique of Recent Proposals For 'Fixed' and 'Presumptive' Sentencing, 126 U. PA. L. REV. 550, 566-67 (1978); Schulhofer, Due Process of Sentencing, 128 U. PA. L. REV. 733, 745-47 (1980).
- (33) See, e. g., CAL. PENAL CODE §§ 1170, 3000, 3040 (West Supp. 1981).
- (34) トム・ルビンシュタイン著「M. RUBINSTEIN / S. CLAEKE/T. WHITE, ALASKA BANS PLEA BARGAINING」(1980). トム・ルビンシュタイン / ホーリー・ヘーナン / ローフィン, Mandatory Sentencing and the Abolition of Plea Bargaining: The Michigan Felony Firearm Statute, 13 LAW & Soc'y Rev. 393 (1979).
- (35) L. WEINREB, DENIAL OF JUSTICE, at 117-46 (1977).
- (36) Aranella, Reforming the Federal Grand Jury and the State Preliminary Hearing to Prevent Conviction Without Adjudication, 78 MICH. L. REV. 463, 531-32 (1980),

(53) Id. at 58-60.

(54) See, ALASKA STAT. §§ 12. 55 125-165 (1980); ARIZ. REV. STAT. ANN. §§ 13-701 to -702 (1978).

若干、感想を付しておく。ギフォードの研究が明らかにし

たように、陪審を前提にした当事者進行型の「当事者主義」訴訟の理念は、膨大な数の“取引”による事件処理を前提にして成立しているのである。謂はばアメリカ刑事司法システムの“ダーク・サイド”が、答弁取引であるといつてもよい。

そして、一方で、捜査過程に於ける違法活動や、この“ダーク・サイド”に吸いこまれることにより、闇に葬られることも少くなかろう。公判段階での違法収集証拠排除法則・自白法則による違法捜査の抑止機能は、ここに限界を持っている。他方、“答弁取引→有罪答弁→量刑手続”的結果、なお一定期間自由刑に処せられるような被告人について、行刑上様々

な疑問が出てくる。第一に、論文でも述べられていたように、不定期刑主義のもとで、結局、裁判官は“real” offense で刑の量定をしているという運営が、どの程度あつたのかという点である。この場合、その事実認定の当否も問わなければならない。さらに、被告人に量刑上の有利さという幻想を与

えつつ答弁を事實上強いる実務が野放しにされていた点の不当とも反省せねばならないのではあるまいか。かかる騒動ちをした国家機関が、その被告人を真に更生させる矯正プログラムを提供したのか、まだ、その効果如何も疑問がでてくる。

第二に、定期刑主義のもとで、軽い罪で有罪答弁をした被告人が、なお一定期間自由刑に処せられたとした場合、行刑上は、名目上の犯罪名を基準に再社会化、待遇が行なわれているのであるうか。とすれば、少くともこの限度では、アメリカにおける社会復帰処遇は当初から砂上の楼閣であることになりはしまいか。第三に、“無罪答弁→陪審裁判→量刑手続”を経た被告人は、憲法で保障されている権利を正当に行使しつつ、有罪答弁をした者よりもはるかに重く処罪されるという現実に直面せざるをえまい。ギフォードも認めるシングルズムが出てくる所以である。こうしてみてみると、答弁取引の存在は、行刑上遭遇全般の虚構性をもたらす最大の理由となつていてゐるのはあるまいか。

答弁取引は、このように広範な問題を伴つてゐる、しかし、この“ダーク・サイド”をより明るいものにしようとするギフォードの提案は、全体としてなお粗雑な感を免がれない。また、例えば、“取引”を行う“場”をどうするのか——検

察官事務所等でインフォーマルにすませるのか、法廷の場を借りるのか——といった点の言及はない。換言すると、決定形成過程に弁護人・被告人が関与しうる手続的保障はふれられていない。さらに、先に指摘した行刑上の虚構性については、「個別的正義の実現」を目的とする「行政処分モデル」化が対置されているが、実は、この提案も、結局は、量刑の「取引」自体を否定しているものではないのである。むしろ、対等平等に“取引”しうる土俵を設定することがねらいとさえいえそうである。そこに、アメリカ的文脈でしか理解し難い特有の「正義」観がありそうである。

以上のような答弁取引の諸側面を今少し検討してみると、より立体的なアメリカ刑事司法システムのイメージ、従つて「当事者主義」のイメージがでてくるよう思われる。その手掛かりとして、ギフォードの論文は、大変興味深いもののようと思われる。